

平成二十一年第九回垂井町議会定例会第三日

平成二十一年十二月十七日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	奥	村	耕
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	丹	羽	次
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	陽	一	
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第九回垂井町議会定例会第三日議事日程

開議 平成二十一年十二月十七日（木）

午前九時

日程第一 諸般の報告

日程第二 議第七十二号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予

算（第六号）

日程第三 議第七十三号  
平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第四 議第七十四号  
平成二十一年度垂井町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第一号）  
日程第五 議第七十五号  
平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程第六 議第七十六号  
朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の変更について

日程第七 議第七十七号  
東海道本線南荒尾・関ヶ原間四百二十  
二k百七m付近宮前踏切道拡幅工事委  
託に関する協定の変更について

日程第八 議第七十八号  
人権擁護委員の推薦について

日程第九 議第七十九号  
人権擁護委員の推薦について

日程第十 議員派遣の件  
五 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

六 会議の次第  
議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時十分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、九番岩崎秋夫君、十番丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして

ありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情一件、監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 議第七十二号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第六号）

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第七十二号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十二号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第六号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第七十三号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第三号）

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第七十三号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十三号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第七十四号 平成二十一年度垂井町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第七十四号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十四号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議第七十五号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会  
計補正予算(第二号)

議長(衣斐弘修君) 日程第五、議第七十五号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十五号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第二号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議第七十六号 朝倉運動公園野球場改修工事請負契約  
の変更について

議長(衣斐弘修君) 日程第六、議第七十六号朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第七十六号朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更は、平成二十一年九月十七日に、岐阜市六条南三丁目十番十号、内藤建設株式会社、代表取締役内藤宙と請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、契約内容の一部を変更する必要が生じ、契約の金額を五千三百八十四万六千円に変更いたしました。議会の議決を求めます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をいたさせていただきます。十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(衣斐弘修君) 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長(高木栄太郎君) 議第七十六号朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の変更についての概要を御説明申し上げます。

今回の工事の主体工事でございますバックスクリーンスコアボードの壁下地の胴縁材、これは角パイプ、リップ溝型鋼でございますが、将来の施設管理を検討した結果、これの塗装仕様をより耐久性のある溶融亜鉛メッキ仕上げへの変更をさせていただきます。

次に、基礎工事掘削中に、地下から芝生広場への給水をするための水道管、PP管でございますが、口径五十三ミリの管が露出

たしましたので、地下埋設物の支障物件として、これの仮設工事費と普及工事費を追加変更するものでございます。

次に、野球場レフト側の桜木が管理上支障があると判断いたしましたので、当初十一本から十六本追加いたしましたので、これの伐採の変更をするものでございます。

請負額の変更につきましては、当初契約五千三百三十三万円のところ、今回の変更追加額七十一万六千六百円を加えまして五千三百八十四万六千六百円といたすものでございます。

なお、工期につきましては、当初の契約どおり二十二年三月十九日ということで変更はございません。よろしく御審議賜りたくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十六号朝倉運動公園野球場改修工事請負契約の変更については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第七 議第七十七号 東海道本線南荒尾・関ヶ原間四百二十

二k百七m付近宮前踏切道拡幅工事  
委託に関する協定の変更について

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第七十七号東海道本線南荒尾・関ヶ原間四百二十k百七m付近宮前踏切道拡幅工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第七十七号東海道本線南荒尾・関ヶ原間四百二十k百七m付近宮前踏切道拡幅工事委託に関する協定の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更は、平成二十年九月十九日に、名古屋市中村区名駅一丁目三番四号、東海旅客鉄道株式会社、東海鉄道事業本部長中村満と委託に関する協定を締結し、工事を進めてまいりましたが、協定内容の一部を変更する必要が生じ、協定の金額を六千六十万八千八百八十一円に変更いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 議第七十七号東海道本線南荒尾・関ヶ原間四百二十k百七m付近宮前踏切道拡幅工事委託に関する協定の変更について御説明申し上げます。

平成二十年九月十九日付、東海鉄道旅客株式会社と垂井町が二カ年の工期で協定を結び、宮前踏切拡幅工事を実施してまいりました。本年度が最終年度ということで事業費が確定いたしましたので、これにより協定の減額変更をお願いするものでございます。変更後の協定額は六千六十万八千八百八十一円といたしまして、減額する額は二千百三十九万一千百十九円でございます。変更に至りました理由につきましては、事業精査の結果によるということでございます。なお、これによる工期の変更は、当初の十二月三十一日までと変更はございません。よろしく御審議賜りたくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十七号東海道本線南荒尾・関ヶ原間四百二十二k百七m付近宮前踏切道拡幅工事委託に関する協定の変更については、これを同意することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第八 議第七十八号 人権擁護委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第七十八号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第七十八号人権擁護委員の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員児玉信子氏の任期が平成二十二年三月三十一日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十八号人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第九 議第七十九号 人権擁護委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第九、議第七十九号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第七十九号人権擁護委員の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員大橋作蔵氏の任期が平成二十二年三月三十一日をもって満了するのに伴い、後任に栗田ゆかり氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十九号人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十 議員派遣の件

議長（衣斐弘修君） 日程第十、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第九回垂井町議会定例会を閉会いたします。（午前九時二十九分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 岩崎秋夫

議員 丹羽豊次